

[事案 29-183] 契約無効請求

・平成 30 年 10 月 31 日 裁定終了

※本事案の申立人は法人であり、[事案 29-184] の申立人と同一である。

<事案の概要>

募集人の説明義務違反等があったことなどを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 6 月に証券会社を募集代理店として契約した定期保険について、以下のとおり、募集人の説明義務違反等があったため、契約を無効とするか、または取り消し、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人は、事業承継の一環として、当社が既に契約して長期間継続していた他の保険会社の別契約を解約および減額させて、本契約を締結させたが、別契約の予定利率が有利なものであること等を説明しなかった。また、別契約を継続すれば損をする等の虚偽の説明があった。
- (2) 募集人から、別契約を解約した場合、当社の取締役会長に関する保障がなくなる点について説明がなされていない。
- (3) 別契約の解約に際し、募集人が当社の社員を名乗って別契約の引受保険会社に電話を掛けた。
- (4) 同時に契約した他契約の意向確認書には、記名押印はされているものの、チェックをつける箇所に印がついていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人に対して、設計書等を用いて、契約の内容を説明している。また、募集人は、別契約を継続すれば損をする等の虚偽の説明をしていない。
- (2) 募集人は、別契約の予定利率を知り得なかった。また、予定利率が高いことのみをもって、別契約の方が有利であると主張することは適切でない。
- (3) 募集人は、申立人の承諾を得て、別契約の引受保険会社に電話をかけ、契約内容の照会を行ったが、申立人に無断で行ったものではない。
- (4) 同時に契約した他契約の意向確認書の契約者控にチェックがされていない点については、手続き中にチェック漏れに気づき、あらためて申立人に意向を確認したうえで意向確認書本紙にチェックしてもらったが、控については申立人から修正は不要である旨を伝えられたため、そのままにした。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、契約に関与した申立人担当者および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約の際、募集人に説明義務違反等があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判

断して、手続を終了した。